

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
<p>(親会社等となる者)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>2 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。)</p> <p>については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等(以下この項において「譲渡会社等」という。)から独立しているものと認め、前項の規定にかかわらず、譲渡会社等の子会社等(令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。次条において同じ)に該当しないものと推定する。</p>	<p>(親会社等となる者)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>2 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。)</p> <p>については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等(以下この項において「出資者等」という。)から独立しているものと認め、前項の規定にかかわらず、出資者等の子会社等(令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。次条において同じ。)に該当しないものと推定する。</p>